

国民の世論と運動で、「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を！

# ほっかいどうの社会保障

2020年6月24日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

## 新型コロナ減免制度で 全額免除続々 25万円も 札幌北区守る会が相談会 生活保護申請も



札幌北区生活と健康を守る会は、6月21日、札幌北区民センターで「国保・市住なんでも相談会」を行い、12人が来所、相談件数は17件でした。保険料減免や市営住宅の家賃減免などの相談がありました。感染のため仕事を退職、住宅確保給付金を利用していたが、生活が困窮し生活保護を申請した方や国保料滞納について差押えを心配している方もいました。

### 新型コロナウイルスの影響で収入減による 国保料・介護保険料・後期高齢者保険料の減免

新型コロナウイルスの影響で収入が前年比3割以上減少した場合などの減免制度が創設されました。

- **国保料と介護保険料 25万円 全額面免除 タクシー運転手(60代)**  
自粛でタクシーの利用者が激減し、今年3月から5月までの売り上げが昨年比で43%減少。年間の国保料と介護保険料が合わせて25万円全額免除になりました。
- **国保料 24万円 全額面免除 土木作業員(50代)**  
感染防止のため土木現場が動かなくなり、3月からの出勤数が大幅に減少。今年3月から5月の給料が昨年比で58%減少。年間の国保料が合わせて24万円全額免除になりました。
- **後期高齢者医療保険料と介護保険料 19万円 全額面免除 ハウスクリーニング業(70代)**  
主な顧客は住宅なので、自粛により仕事の依頼が減少。今年3月から5月の売り上げが昨年比で30%減少。年間の後期高齢者医療保険料と介護保険料が合わせて19万円全額免除になりました。

## 収入減による国保料(税)減免の算定期間は1カ月で 新型コロナ減免制度で道へ要請 道は「市町村の判断」と回答

6月23日、北商連・道生連・道社保協は、北海道に対して「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免」について要請しました。要請後の懇談で、北海道は、市町村に対して、減免の要綱等の参考例や道独自のQ&Aを発行していることを紹介しました。

### 収入減による国保料(税)算定期間を1カ月で判断を

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が前年の当該事業収入等の額が10分の3以上の場合、保険者が国の基準通り減免した場合、国が減免額を財政措置します。しかし、その算定期間が、市町村によって違うため、今年1月からの収入金額で10分の3以上に該当する1カ月分の収入金額で判断してほしいと要望しました。

### 市町村が一定の合理性を担保しつつ判断できる

北海道は、「算定期間は、市町村が一定の合理性を担保しつつ判断していただくことと考えています」と保険者の判断であること、それは、道独自に作成し市町村に送付しているQ&Aに書いていると説明しました。

### 国の「持続化給付金」の決定通知書(写し)などで収入減の証明書類に 帯広市は認める

減免申請書類を簡潔にするために、国の「持続化給付金」(1カ月で50%以上減収)や道の「休業協力・感染リスク低減支援金」などの決定通知書(写し)の添付のみで申請を受理してほしい、と要請しました。

帯広市は、「持続化給付金」の決定通知書(写し)で減免を受け付けることにしています。



国保・後期高齢者医療・介護・保険料減免制度を多くの方に伝え、活用を！